

## 和歌山市電子入札運用基準

(趣旨)

- 1 本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。以下同じ。）について、本市が設置する和歌山市建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の発受信により行う契約に係る事務（以下「電子入札」という。）における取扱いについて、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 入札参加者 電子入札に参加しようとする者（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては代表者）をいう。
  - (2) 入札担当職員 市長が指定し電子入札における当該案件の電子計算機の操作を行う者をいう。
  - (3) 提出 入札参加者が発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。
  - (4) 発行 入札担当職員が入札参加者に対して発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。
  - (5) 受領 入札担当職員又は入札参加者が、その使用に係る電子計算機により電子入札システムに記録された電磁的記録を確認することをいう。
  - (6) 入札情報システム 公告、入札結果等に関する情報を、インターネットを介して公表するシステムをいう。
  - (7) 電子くじ 演算式により、くじ順位を決定する仕組みをいう。
  - (8) 紙入札 電子入札システムによらず、紙媒体による入札書を使用して行う入札をいう。
  - (9) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
  - (10) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターがコアシステム対応認証局として認めた認証局が発行するカードをいう。

(利用可能時間)

3-1 電子入札システムの利用可能時間は、午前8時から午後8時までとし、電子調達コールセンターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。

3-2 入札情報システムの利用可能時間は、原則として午前6時から午後11時までとする。ただし、休日及び入札情報システムのメンテナンス等に要する時間を除く。

（利用者登録）

4-1 入札参加者は、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

4-2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに利用者情報の変更を行わなければならない。

（入札書受付期間）

5 電子入札システムによる入札書の受付期間（以下「受付期間」という。）は、原則、開札日の前日（その日が休日であるときは、その日前において最も近い休日でない日。以下同じ。）から起算して3日前（休日を含まない。）の午前8時から開札日の前日の午後5時までのうち3-1に定める電子入札システム運用時間とする。

（入札）

6-1 入札参加者は、受付期間内に、電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額及びくじ番号を入力の上、入札書を電子入札システムにより提出しなければならない。

6-2 前項の場合において、入札参加者は、入札書記載金額の工事費内訳書（建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント業務費内訳書。以下「内訳書」という。）を提出する必要がある場合は、入札書に内訳書を添付の上、電子入札システムにより提出しなければならない。

6-3 入札参加者は、入札書の必要事項全てを記入しなければならない。

6-4 電子入札システムにより提出した入札書及び内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

6-5 入札担当職員は、入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この確認の結果、短時間での復旧は不可能であり、かつ複数の入札参加者が参加できない場合において、市長が特に必要があると認めた場合に限り、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。

（1）天災

（2）広域的又は地域的な停電

（3）インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

(4) その他入札参加者に責めがない障害

6-6 入札担当職員は、開札予定日時以降、開札執行に係る通知を電子入札システムにより発行するものとする。

6-7 前項の場合において、入札参加者は、開札執行に係る通知を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

(内訳書)

7-1 入札参加者が内訳書を提出する場合にその作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこととする。

(1) **Word** (使用のバージョンに関わらず **Word2007形式** 以下での保存に限る。)

(2) **Excel** (使用のバージョンに関わらず **Excel2007形式** 以下での保存に限る。)

(3) **PDFファイル** (**Acrobat4から8までで互換のある形式** に限る。)

(4) その他市長が特に認めたファイル形式

7-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

7-3 7-1又は7-2以外の形式で提出された内訳書及び内訳書へのコンピューターウイルス感染(以下「ウイルス感染」という。)が判明した場合は提出がないものとみなす。

7-4 入札参加者は、内訳書の容量が1ファイルで**3メガバイト**を超える場合は、その旨を市長に申告し、入札担当職員の指示に従うものとする。

7-5 前項の場合において、入札参加者は、内訳書を添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。

(添付資料)

8-1 入札参加者が技術提案等の添付資料(以下「添付資料」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

(1) **Word** (使用のバージョンに関わらず **Word2007形式** 以下での保存に限る。)

(2) **Excel** (使用のバージョンに関わらず **Excel2007形式** 以下での保存に限る。)

(3) **PDFファイル** (**Acrobat4から8までで互換のある形式** に限る。)

(4) **画像ファイル** (**JPEG形式** 又は **GIF形式** に限る。)

(5) その他市長が特に認めたファイル形式

8-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

8-3 8-1又は8-2以外の形式で提出された添付資料及び添付資料へのウイルス感染が判明した場合は提出がないものとみなす。

8-4 入札参加者は、添付資料の容量が3メガバイトを超える場合は、その旨を市長に申告し、入札担当職員の指示に従うものとする。

8-5 前項の場合において、入札参加者は、添付資料を添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。

(入札の辞退)

9-1 入札参加者が入札を希望しない場合には、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

9-2 入札の辞退は、原則として、受付期間内に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により、辞退届を電子入札システムにより提出できない場合は、書面を持参にて提出することができる。

(入札の延期又は取り止め等)

10-1 天災等の不可効力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。

10-2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

11-1 開札は、入札公告等に示す予定日時に開始するものとする。

11-2 開札は、紙入札者及び電子入札システムにより入札書を提出した者のうち立会いを希望するものを立ち合わせるものとする。

11-3 立会いを希望する者は、当該開札予定日時に開札場所で開札立会申出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、入札担当職員は立会いを希望する者の人数によっては、立会人の数を制限することができる。

11-4 紙入札者又は開札の立会いを希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

11-5 開札予定日時から落札予定者の決定まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

11-6 落札予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、電子くじにより、落札予定者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

(落札者の通知)

12 落札者が決定したときは、入札参加者に速やかに結果を通知するものとする。

(公開検証機能における公開基準)

13 電子入札システムの公開検証機能における情報の公開については、全ての入札参加者の情報の公開を原則とする。ただし、指名取消となった入札参加者の情報については、非公開とする。

(入札情報システム上の取扱い)

1 4 本市が設置する入札情報システムにおける情報の公開については、全ての入札における入札結果の公開を原則とする。

(入札参加者の I C カードの取扱い)

1 5 - 1 電子入札を利用することができる I C カードは、本市と契約を締結する権限を有する者の I C カードに限る。

1 5 - 2 共同企業体において入札をする場合は、共同企業体の代表者の I C カードを使用するものとする。

1 5 - 3 共同企業体の入札に当たっては、入札書等に共同企業体の名称を記載するものとする。この場合において、共同企業体の名称が不明瞭な入札は無効とする。

1 5 - 4 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する I C カードの使用を行った場合は失格とする。

(1) 他人の I C カードを不正に使用して入札に参加した場合

(2) その他不正の目的を持って I C カードを使用して入札に参加した場合

1 5 - 5 前項の規定により入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名停止等の厳正な措置をとることができる。落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができる。

(書面による入札参加の取扱い)

1 6 - 1 市長は、入札参加者(4-1の利用者登録を行ったものに限る。)から、紙入札参加届出書(別記様式第2号)が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、届出を受理するものとする。

(1) 代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、I C カードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつ I C カードの再取得が電子入札に係る各手続の期限等に間に合わないとき。

(2) 前号に規定するもののほか、次のいずれかにより、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。

ア 天災

イ 広域的又は地域的な停電

ウ インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

エ その他入札参加者に責めがない障害

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

1 6 - 2 紙入札参加届出書の提出は、開札日の前日から起算して3日前(休日を含まない。)の午前8時30分から開札日の前日の午前12時までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分)に行わなければならない。

(紙入札者の電子入札における取扱い)

1 7 - 1 前項の規定により市長が紙入札での参加届出を受理した入札参加者は、電子入

札に係る作業を行わないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の発受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

17-2 紙入札者は、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）の実施要領、事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件及びこの基準の規定に定めるもののほか、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）の実施要領及び事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）における入札条件の規定により入札手続を行うものとする。ただし、電子くじに使用するくじ番号は、くじ番号登録申請書（別記様式第3号）を提出するものとする。なお、提出がない場合は、業者番号の下3けたをくじ番号として使用するものとする。

17-3 入札担当職員は、入札書受付締切予定日時までに紙入札業者の業者情報を電子入札システムに入力することとする。

17-4 入札担当職員が紙入札者に代わって、紙入札者から提出された入札書に記載された入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力することとする。

（システム使用禁止文字の取扱い）

18-1 入札参加者の「商号又は名称」又は「代表者氏名」にシステム使用禁止文字を含む場合には、システム使用禁止文字変更申請書（別記第4号様式）を提出し、文字を置き換えるものとする。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日以降に消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等を行うものに係る入札については、この要綱の施行前においても、この要綱による改正後の規定の例によることができる。

附 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

2 この基準による改正後の規定は、平成31年10月1日以後に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等について適用し、同日前に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等については、なお従前の例による。

別記様式第1号

# 開札立会申出書

平成 年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました\_\_\_\_\_に  
\_\_\_\_\_に係る開札執行に立ち会うために、和歌山市電子入札運用基準に基づき申  
請します。

なお、和歌山市建設工事等電子入札システムにより入札書を提出した証として、「入札  
書受信確認通知」又は「入札書受付票」の写しを添付します。

## 紙入札参加届出書

平成 年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の案件については、電子入札案件ではありますが、次の理由により和歌山市建設工事等電子入札システムによる電子入札に参加できないため、和歌山市電子入札運用基準に基づき紙入札による参加を届出ます。入札に際しては、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）の実施要領及び事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）における入札条件の規定により入札手続きを行うものとし、開札執行には必ず立ち会います。

なお、開札予定日時に入札書を持参しない場合は、貴市が行う一切の措置について何ら不服申し立ていたしません。

1 案件名（工事（業務）番号及び工事（業務）名）

2 電子入札システムでの参加ができない理由

3 添付書類

和歌山市競争入札参加資格登録書の写し（最新のもの）

受付No. \_\_\_\_\_

受理書

紙入札参加届出書を受領しました。



## くじ番号登録申請書

平成 年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました\_\_\_\_\_に  
\_\_\_\_\_に係る開札執行において、次の番号を登録いただくよう、和歌山市電子入  
札運用基準に基づき申請します。

くじ番号 (3けた)		

## システム使用禁止文字変更申出書

(宛先) 和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
印

和歌山市建設工事等電子入札システムの利用に関し、「商号又は名称」又は「代表者氏名」に含まれるシステム使用禁止文字を次のとおり置き換えたいので申し出ます。

- ※ システム使用禁止文字は、電子認証ICカードに格納されている「商号又は名称」、「代表者氏名」に使用されている文字に置き換えてください。
- ※ 電子認証ICカードに格納されている「商号又は名称」、「代表者氏名」がわからない場合は、購入した認証局にお問い合わせください。
- ※ 本申出書により文字を置き換えた後の「商号又は名称」、「代表者氏名」は、和歌山市建設工事等電子入札システム上でご利用いただく「商号又は名称」、「代表者氏名」となります。

### ○商号又は名称

現在の商号又は名称	
文字を置き換えた後の商号又は名称	

### ○代表者氏名

現在の代表者氏名	
文字を置き換えた後の代表者氏名	